

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年11月19日(水)
午前9時56分～午前10時8分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 佐々木哲男 副委員長 大友康信
委員 熊谷克彦 委員 千葉栄幸
委員 菅原和子 委員 小野寺美穂
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 佐藤正博
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤 幸也
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 令和2年第8回名取市議会臨時会に係る会期について
 - ② 議案の取り扱いについて
 - (2) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項について

- ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 議員協議会の開催について

午前9時56分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりです。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の会議に係る一切の資料を、お手元に配付しておりますので御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

令和2年第8回名取市議会臨時会に係る会期についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 令和2年第8回名取市議会臨時会に係る会期について御説明いたします。

去る11月16日、令和2年第8回名取市議会臨時会の招集告示がなされました。

次第書を御覧願います。

1の（1）、① 市長提出議案は5か件です。

内訳は、改正条例案2か件、補正予算案2か件、その他1か件となっております。

まず、改正条例案として、議案第92号 名取市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、及び議案第93号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

次に、補正予算案として、議案第95号 令和2年度名取市一般会計補正予算（第9号）、議案第96号 令和2年度名取市土地取得特別会計補正予算（第2号）です。

次に、その他として、議案第94号 財産の取得について（小・中・義務教育学校授業用大型提示装置等）です。

以上が市長提出議案5か件の内容です。

ただいま申し上げました提出議案の内容を勘案いたしまして、次第書の②、今期臨時会の会期につきましては、11月20日金曜日の1日限りとする案です。

なお、今期臨時会においても、先に決定しております新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会の対応方針に基づき、継続して感染拡大防止に努めながら会議を開催してまいりたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、令和2年第8回名取市議会臨時会に係る会期について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。

令和2年第8回名取市議会臨時会に係る会期につきましては、原案のとおり11月20日の1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、令和2年第8回名取市議会臨時会に係る会期については、11月20日の1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議案の取扱いについて説明いたします。

次第書の（2）を御覧願います。

まずは、①議案書の送付については、去る11月16日月曜日に議員各位への配付が完了しております。

次に、②議案の上程については、11月20日金曜日、諸般の報告の後、上程を行います。

次に、③審議方法につきましては、まず議案上程の後、市長より提案理由の説明を受けます。質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

なお、議案第92号、議案第93号及び議案第94号については、審議の冒頭に、担当部長から補足説明があります。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。

議案の取扱いにつきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いにつきましては、そのように決定いたしました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

次第書の2ページを御覧願います。① 改正案 について御説明いたします。

資料は2ページから3ページまでになります。

今回の一部改正につきましては、先ほど開催されました会派代表者会議の決定に基づき、御提案するものです。

まず、改正内容の概要ですが、人事院勧告に伴う一般職の職員の期末手当支給割合の引き下げに準じて、12月分として支給される議員の期末手当支給割合を100分の5減ずる改正をするものです。

提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

条例改正の内容を御説明いたします。本市の議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じていますが、今臨時国会に人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の

給与の額等の改定を行う、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が、提出されました。

その内容については、期末手当の支給割合を現在の年間3.4月分を3.35月分に0.05月分引き下げ、令和2年12月支給分から実施するというものです。この内容に準じ、本市議会議員の期末手当についても、その趣旨に沿って改正することについて、御協議願うものです。

資料3ページの条例改正案文を御覧ください。

第1条につきましては、期末手当の支給について規定しております第7条中、12月分の支給割合を現行の「100分の170」から100分の5減じて「100分の165」に改めるものです。

次に第2条ですが、令和3年度以降は6月及び12月ともに100分の167.5月分、つまり1.675月分とし、年間3.35月分として支給するよう改正し、令和3年4月1日に施行することとするものです。

また、改正条例が可決された際には、通常の前期末手当支給日の12月10日は、0.05月分の引き下げ後の額で支給することを予定しております。

なお、議員1人当たりの支給減額は27,650円となります。

改正に伴い減額となる議員前期末手当の予算については、12月定例会で減額補正措置を行う予定です。

次に、次第書の2ページ、② 取扱い案について御説明いたします。

初めに、ア 上程・審議日については、11月20日金曜日、議案第96号 名取市土地取得会計特別会計補正予算の採決後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決を行うものです。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、そのように決定いたしました。

次に、議員協議会の開催についてを議題といたします。

書記をして説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議員協議会の開催について御説明いたします。

次第書の2ページを御覧願います。資料は4ページになります。

議員協議会の開催につきましては、先日、開催通知をお送りしたところですが、資料のとおり令和2年11月16日付で市長から要請があったものです。日時は令和2年11月20日金曜日の臨時会終了後、場所は議員協議会室です。

協議事項は、下増田公民館と下増田児童センターを合築のうえ移転改築することについての1案件です。

当日の進め方ですが次第書を御覧ください。

市長から挨拶の後、教育部長及び健康福祉部長から説明を受け、質疑を行います。なお、説明資料については、11月16日に各議員宛て送付が完了しております。

説明は以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。

議員協議会の開催につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、議員協議会の開催につきましては、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。
これをもって議会運営委員会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

午前10時8分 散会

令和2年11月19日

議会運営委員会

委員長 佐々木 哲男